

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 31 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
健康保険組合 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局公営企業課準公営企業室 御中
警察庁長官官房人事課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局労災管理課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 31 日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添 1 から別添 4 までのとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）（別添 1）
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号）（別添 2）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）（別添 3）
- ・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」
（令和 6 年 3 月 27 日保医発 0327 第 5 号）（別添 4）

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号)

別添 1

医科診療報酬点数表に関する事項

第 2 章 特掲診療料

第 5 部 投薬

第 5 節 処方箋料

F 4 0 0 処方箋料

- (16) 「注 8」において、「直近 3 月に処方箋を交付した回数が一定以上である保険医療機関が、調剤報酬点数表「00」調剤基本料の 4 に規定する特別調剤基本料 A を算定する薬局であって、当該保険医療機関から集中的に処方箋を受け付けているものと不動産取引等その他の特別の関係を有する場合」とは、以下のいずれにも該当する医療機関が処方箋を交付する場合をいう。

ア 直近 3 月の処方箋を交付した回数が 12,000 回を超えること。

イ 保険薬局(調剤点数表「00」の 4 に規定する特別調剤基本料 A を算定しているものに限る。)と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険医療機関であること。

ウ 当該特別な関係を有する保険薬局の当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が 9 割を超えていること。なお、当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合については、特掲診療料施設基準通知の第 88 の 2 の 2 の (3) の取扱いに準じる。

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

様式5の5

リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算
及びリハビリテーション・栄養・口腔連携加算
の施設基準に係る届出書添付書類

届出病棟名	
届出病床数	床

1-①. 入院基本料、職員（リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算を届け出る場合）

☐ 急性期一般入院基本料（ ☐ 急性期一般入院料1・ ☐ 急性期一般入院料2・ ☐ 急性期一般入院料3・ ☐ 急性期一般入院料4・ ☐ 急性期一般入院料5・ ☐ 急性期一般入院料6）					
☐ 7対1入院基本料（ ☐ 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る）・ ☐ 専門病院入院基本料）					
☐ 10対1入院基本料（ ☐ 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る）・ ☐ 専門病院入院基本料）					
職種	氏名	勤務時間	専従・専任	経験年数	研修受講
医師		時間		年	☐
☐ 理学療法士 ☐ 作業療法士 ☐ 言語聴覚士		時間	☐ 専従 ☐ 専任		
☐ 理学療法士 ☐ 作業療法士 ☐ 言語聴覚士		時間	☐ 専従 ☐ 専任		
☐ 管理栄養士		時間	☐ 専任		

1-②. 入院基本料、職員（リハビリテーション・栄養・口腔連携加算を届け出る場合）

☐ 地域包括医療病棟入院料				
職種	氏名	勤務時間	経験年数	研修受講
医師		時間	年	☐

2. プロセス・アウトカム評価

1) 早期リハビリテーション実施割合

(①～⑨についての)算出期間（直近1年間もしくは3月間） （ 年 月 日～ 年 月 日）	
① 当該病棟を退院又は転棟した患者のうち疾患別リハビリテーション料が算定された患者数	名
② ①のうち、入棟後3日（入棟日の翌々日）までに疾患別リハビリテーション料が算定された患者数	名
③ ②／①（8割以上）	%

2) 土日祝日リハビリテーション実施状況

④ 当該病棟における平日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数	単位／日
⑤ 当該病棟における土日祝日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数	単位／日
⑥ ⑤／④ (8割以上)	%

3) 患者のADL

⑦ 当該病棟を退院又は転棟した患者数(死亡退院及び終末期のがん患者を除く)	名
⑧ ⑦のうち、退院又は転棟時におけるADLが入院時等と比較して低下した患者数	名
⑨ ⑧／⑦ (3%未満)	%

4) 褥瘡の院内発生率

⑩ 調査日(届出時の直近月の初日)の当該病棟の入院患者数(調査日の入院又は予定入院患者は含まず、退院又は退院予定の患者は含める)	名
⑪ 調査日に褥瘡(DSIGN-R2020 分類 d2以上)を保有する患者のうち、入院時既に褥瘡保有が記録された患者を除いた患者数	名
⑫ ⑪／⑩ (2.5%未満)	%

※ ⑩の入院患者数が80人以下の場合は、⑪が2人以下であること。この場合、⑫は記載する必要はない。

※ ③、⑥、⑨及び⑫(⑩の入院患者数が80人以下の場合は⑪) いずれの要件も満たす必要がある。

3. 疾患別リハビリテーション及び入退院支援加算1の届出等

(地域包括医療病棟のリハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算を届け出る場合は記載不要)

☐ 疾患別リハビリテーション料を届け出ている。
☐ 入退院支援加算1を届け出ている。
☐ B I の測定に関わる職員を対象としたB I の測定に関する研修会の年1回以上の開催

[記載上の注意]

1. □には、適合する場合「✓」を記入のこと
2. 医師、理学療法士等は当該保険医療機関に常勤配置であること。理学療法士等について、病棟に専従配置又は専任で配置するものについては該当する□に「✓」を記入のこと。管理栄養士は、専任として配置される病棟は、1名につき1病棟に限ること。
3. 勤務時間には、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
4. 早期リハビリテーション実施割合、土日祝日リハビリテーション実施状況及びADL評価の算出期間は直近1年間であるが、新規届出をする場合は、直近3月間の実績が施設基準を満たす場合、届出することができる。なお、施設基準を満たさなくなったため所定点数を加算できなくなった後、再度届出を行う場合については該当しない。
5. 医師はリハビリテーションに係る研修を受講した修了証の写し(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)を添付すること。

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

別添 1

特掲診療料の施設基準等

第 40 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)

1 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が 2 名以上勤務していること。ただし、そのうち 1 名は、脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する 3 年以上の臨床経験又は脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する研修会、講習会の受講歴（又は講師歴）を有すること。なお、~~第 38 の 1 の(11)の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。ただし、この項において、脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する 3 年以上の臨床経験又は脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する研修会、講習会の受講歴（又は講師歴）を有する常勤医師についてこれらの非常勤医師による常勤換算を行う場合にあっては、当該経験又は受講歴（又は講師歴）を有する非常勤医師に限る。

- (5) 言語聴覚療法のみを実施する場合において、以下のアからエまでの基準を全て満たす場合は、上記基準にかかわらず、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)の基準を満たすものとする。

ア 専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、~~第 38 の 1 の(11)の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

第 40 の 2 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)

1 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、~~第 38 の 1 の(11)の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の(11)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

- (6) 言語聴覚療法のみを実施する場合において、以下のアからエまでの基準を全て満たす場合は、上記基準にかかわらず、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)の基準を満たすものとする。

ア 専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、~~第 38 の 1 の(11)の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っ

ている専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の (11) の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

第 41 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)

1 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)に関する施設基準

- (1) 第 40 の 2 の 1 の (1) を満たしていること。

第 42 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)

1 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、運動器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、~~第 38 の 1 の (11) の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている運動器リハビリテーションの経験を有する専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の (11) の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。なお、運動器リハビリテーションの経験を有する医師とは、運動器リハビリテーションの経験を 3 年以上有する医師又は適切な運動器リハビリテーションに係る研修を修了した医師であることが望ましい。

第 43 運動器リハビリテーション料(Ⅲ)

1 運動器リハビリテーション料(Ⅲ)に関する施設基準

- (1) ~~第 42 の 1 の (1) を満たしていること~~当該保険医療機関において、専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の (11) の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

第 44 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)

1 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、呼吸器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、~~第 38 の 1 の (11) の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている呼吸器リハビリテーションの経験を有する専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の (11) の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

第 45 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)

1 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)に関する施設基準

- (1) ~~第 44 の 1 の (1) を満たしていること~~当該保険医療機関において、専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の (11) の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

第 46 難病患者リハビリテーション料

1 難病患者リハビリテーション料に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が勤務していること。なお、~~第 38 の 1 の (11) の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の (11) の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

第 47 障害児（者）リハビリテーション料

1 障害児（者）リハビリテーション料に関する施設基準

- (2) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、~~第 38 の 1 の (11) の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第 38 の 1 の (11) の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。

第 47 の 2 がん患者リハビリテーション料

1 がん患者リハビリテーション料に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、がん患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、~~第 38 の 1 の (11) の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（がん患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する医師に限る。）を、第 38 の 1 の (11) の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。十分な経験を有する専任の常勤医師とは、以下のいずれも満たす者のことをいう。

第 47 の 3 認知症患者リハビリテーション料

1 認知症患者リハビリテーション料に関する施設基準

- (1) 認知症患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。なお、~~第 38 の 1 の (11) の例により、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、~~所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（認知症患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する医師に限る。）を、第 38 の 1 の (11) の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。十分な経験を有する専任の常勤医師とは、以下のいずれかの者をいう。

(別添 4)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について
(令和 6 年 3 月 27 日保医発 0327 第 5 号)

別添 1

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号)の
一部改正について

別紙 1 診療報酬請求書等の記載要領

IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項

第 1 調剤報酬請求書に関する事項(様式第 4)

1 「令和 年 月分」欄について

調剤年月又は外来服薬支援料 1、服薬情報等提供料 3若しくは退院時共同指導料を算定した年月(以下「調剤年月等」という。)を記載すること。したがって、調剤年月等の異なる調剤報酬明細書(以下「明細書」という。)がある場合には、それぞれの調剤年月分等について調剤報酬請求書を作成すること。なお、調剤年月等の異なる明細書であっても、返戻分の再請求等やむを得ぬ事由による請求遅れ分については、この限りではないこと。

第 2 調剤報酬明細書の記載要領(様式第 5)

2 調剤報酬明細書に関する事項

- (14) 「保険医療機関の所在地及び名称」欄、「都道府県番号」欄、「点数表番号」欄及び「医療機関コード」欄について

処方箋を発行した保険医(以下「処方医」という。)が診療に従事する保険医療機関の所在地、名称、都道府県番号、点数表番号及び医療機関コードを処方箋に基づいて記載すること。また、外来服薬支援料 1、服薬情報等提供料 3及び退院時共同指導料に係る明細書については記載しないこと。

なお、電子計算機の場合は、例外的に所在地及び名称をカタカナで記載しても差し支えないこと。

- (15) 「保険医氏名」欄について

処方医である医師又は歯科医師の姓名を記載すること。

なお、同一医療機関で同一患者に対し、異なる医師又は歯科医師が処方箋を発行した場合には、当該欄に当該処方医の姓名を 1 の項から順番に記載すること。処方箋を発行した医師又は歯科医師の数が 10 人を超えた場合は、「摘要」欄に 11 以降の番号を付して医師又は歯科医師の姓名を記載すること。また、外来服薬支援料 1、服薬情報等提供料 3及び退院時共同指導料に係る明細書については記載しないこと。

なお、電子計算機の場合は、例外的に漢字を読み替えたカタカナを使用すること又はひらがなをカタカナに読み替えて記載することも差し支えないこととするが、この場合には

姓と名の間にスペースをとること。

(21) 「処方」欄について

サ 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第15号に基づき、長期収載品を選定療養として調剤した場合は、当該医薬品名の後に「（選）」を記載し、所定単位につき、選定療養に係る額を除いた薬価を用いて算出した点数を記載すること。

〔記載例〕

●●●錠（選） 1錠

△△△錠 1錠 17×5

また、長期収載品について、選定療養の対象とはせずに、保険給付する場合は、理由について、別表Ⅰに示す項目を参照して記載すること。

別表Ⅰ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（歯科）

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レセのみ記載	令和6年6月1日適用
107	I030	機械的歯面清掃処置	（I030 機械的歯面清掃処置の留意事項通知（3）に規定している患者以外の場合） 前回実施年月（初回である場合は初診月を除き初回である旨）を記載すること。 ただし、根面う蝕管理料の口腔管理体制強化加算又はエナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した場合であつて、2月に1回機械的歯面清掃処置を算定する場合は前回実施年月（初回である場合は初診月を除き初回である旨）を記載すること。	850100346	歯清前回実施年月；（元号）yy“年”mm“月”		
				820190346	初回（歯清）		
			（歯科診療特別対応加算を算定した場合） 歯科診療特別対応加算を算定した旨を記載すること。	820100779	歯科診療特別対応加算算定後		
			（根面う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した場合） 根面う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した旨、特に機械的歯面清掃が必要と認められる理由を記載すること。	820101304	口管強（歯清）		※
				830100918	特に機械的歯面清掃が必要と認められる理由；*****		※
			（エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した場合） エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した旨を記載すること。	820101304	口管強（歯清）		※
			（妊娠中の場合） 妊娠中である旨を記載すること。	820100348	妊娠中（歯清）		
			（糖尿病の場合） 糖尿病である旨を記載すること。	820100789	糖尿病（歯清）		